

令和 8 年度

第 3 回 時津町職員採用試験案内

行政(大学卒業程度)・事務(障害者対象)

時津町総務部総務課

「試験日」及び「試験会場」は、受験者数や気象等の状況により変更になる場合があります。その際は、該当する受験申込者にメール等でお知らせするほか、時津町のホームページに掲載します。

第 1 次試験は、「SPI 3」を使用します

公務員試験対策の必要がないため、公務員志望の方だけでなく、民間企業志望の方にも広くチャレンジしていただける採用試験です

1 受付期間 9月3日(木)～10月5日(月)

2 第 1 次試験 次のいずれかを選択

(1) 会場受験

時津町役場(時津町浦郷274番地1)※駐車場がありませんので、公共交通機関を利用してください。

令和8年10月18日(日) 9:00 受付開始

10:00 試験開始

(2) テストセンター受験

令和8年10月6日(火)～10月20日(火)の期間内に全国に設置されているテストセンター会場で受験

3 試験内容

【行政(大学卒業程度)】【事務(障害者対象)】

試験種目	試験内容
SPI 3 (基礎能力検査)	職務の遂行に必要な総合的な基礎能力についての検査
SPI 3 (性格検査)	受験者の性格的特徴をみるための検査 (注)性格検査の結果は、第2次試験の人物試験の参考とします。

※「SPI 3」は、(株)リクルートマネジメントソリューションズが提供する検査です。

4 試験職種及び受験資格等

試験職種	受験資格	職務内容	採用 予定数
行政 (大学卒業程度)	(1) 平成2年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人	一般行政事務	若干名

事務 (障害者対象)	(1) 平成2年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人 (2) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている人 (3) 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人 (4) 知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害者であると判定された人 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	事務一般	若干名
---------------	--	------	-----

(注1) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条（欠格条項）の規定に該当する人

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 時津町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 第1次試験合格発表

10月下旬	時津町役場本庁舎玄関前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に合否の通知をします。 ※合格者の受験番号は、時津町ホームページにも掲載します。 https://www.town.togitsu.nagasaki.jp/
-------	---

(注)第1次試験合格者は、「SPI3（基礎能力検査）」の得点の高い順に決定します。

6 第2次試験（11月上旬実施予定）

(1) 試験内容

【行政（大学卒業程度）】・【事務（障害者対象）】

試験種目	試験内容
人物試験	個別面接による試験

(注)日時、場所等詳しくは、第1次試験の合格通知の際までにお知らせします。

7 最終合格者発表

11月中旬	時津町役場本庁舎玄関前に合格者の受験番号を掲示するほか、第2次受験者全員に合否の通知をします。 ※合格者の受験番号は、時津町ホームページにも掲載します。
-------	---

(注)最終合格者は、人物試験の合計得点の高い順に決定し、第1次試験の得点は反映されません。

8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、原則**令和9年4月1日付で採用**しますが、既卒者については、それ以前に採用される場合もあります。
- (2) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。
- (3) 時津町職員としての採用辞令を交付されるまでの間に、地方公務員法第16条（欠格条項）の規定に該当するに至った場合は、合格を取り消します。
- (4) 受験申込書等の提出書類の記載内容又は人物試験の口述内容に虚偽があることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (5) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが採用時点において明らかであると認められる場合、その他時津町職員として必要な適格性を欠くこととなった場合、合格を取り消すことがあります。

9 給与その他勤務条件（令和8年9月1日現在）

- (1) 初 任 給 初任給は、学歴、職歴等により算定を行います。
※【大学新卒者の初任給】 232,700円
- (2) 諸 手 当 住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
- (3) 勤 務 時 間 週38時間45分勤務
- (4) 休 暇 年次休暇、特別休暇、病気休暇、育児休業等を取得できます。

10 受験手続等

試験案内	(1) 時津町ホームページからダウンロードできます。 (2) 総務部総務課（役場本庁舎4階）でも配布します。 ※午前9時00分から午後5時00分まで。土曜日、日曜日、祝日を除く。
受験申込	(1) インターネットによる申込み (2) インターネットによる申込みができない事情がある場合は、総務部総務課へお問い合わせください。 ※午前9時00分から午後5時00分まで。土曜日、日曜日、祝日を除く。
受付期間	令和8年9月3日（木）～令和8年10月5日（月）
事前準備	(1) パソコン又はスマートフォン (2) メールアドレス ※「town.togitsu.nagasaki.jp」「public-connect.co.jp」のドメインから送信されるメールを受信できるように設定してください。 (3) PDFファイルを閲覧できるソフトウェア又はアプリケーション (4) 顔写真のデータ ※申込前6か月以内に撮影したもので、上半身脱帽、正面向きで本人と確認できるもの。
申込手順	(1) 専用サイト（次頁以降のQRコード）内の本町の求人ページから「エントリー画面に進む」をクリックし、「会員登録」をする。 (2) 会員登録後、求人にエントリーする。 (3) 必要事項を入力し、受験申込みを完了する。 ※申込み完了状況は、同専用サイト内「マイページ」の「エントリー一覧」から確認できます。
受 験 票	受験票は次のいずれかの方法により 第1次試験受験の際に必ず確認 できるようにしてください。 (1) 受験票は、同専用サイト内「マイページ」の「エントリー一覧」から確認でき

	ますので、記載されている事項を確認し、ダウンロードしてA4サイズのコピー用紙に印刷して持参してください。 (2) (1)でダウンロードした受験票をスマートフォンの画面に表示して、第1次試験受験の際に提示してください。
提出書類	(1) 次の該当する試験職種を受験する場合は、受験資格に記載されている手帳等の写しを提出してください。 ・事務（障害者対象） 身体障害者手帳（写）、療育手帳（写）、精神障害者保健福祉手帳（写）等受験資格を確認できるもの
注意事項	(1) 申込受付期間は、本町システムの日付、時刻を基準とし、受付可能かどうかの判断をします。 (2) 以下の事由により生じた申込みの遅延などについては、一切の責任を負いません。早めに申込みを行ってください。 ・申込み締め切り直前はサーバーが混み合うことにより申込みに時間がかかることがあります。 ・受付期間中は、専用システムを通じて24時間申込みが可能です。が、システムの保守・点検などを行う必要がある場合や、その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用停止、休止、中断などを行うことがあります。 (3) 試験内容に関する問い合わせに対しては、一切お答えいたしません。 (4) 受験に際して受験者が本町に提出した情報等は、一切お返しいたしません。 (5) 受験の際に何らかの配慮を希望される方は、申込みの際、「受験の際の配慮等について」により申し出てください。

1 1 試験結果の開示

この試験の結果については、時津町個人情報保護法施行条例に基づき、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が可否通知書をご持参のうえ、午前9時00分から午後5時00分までの間に直接開示場所へおいでください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けできません。

また、電話、はがき等による請求では開示できませんのでご注意ください。

開示請求者	開示内容	開示期間	開示場所
受験者本人	総合順位及び 総合得点	試験合格発表の日から1か月間	時津町総務部総務課 (本庁舎4階)

この試験についておたずねになりたい方は、下記へお問い合わせください。

時津町総務部総務課 〒851-2198 時津町浦郷274番地1（役場本庁舎4階）

☎095-882-2212（直通）

申込み専用サイトはこちら

